

東海村文化祭実行委員会規約

制定	平成11年	7月16日
改正	平成20年	7月16日
改正	平成22年	4月1日
改正	平成28年	8月5日
改正	平成29年	8月3日

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は東海村文化祭実行委員会と称し、事務所を（公財）東海村文化・スポーツ振興財団内に置く。

(目的)

第2条 本会は、村の文化活動を振興し、並びに地域文化の向上及び発展に寄与することを目的とした、東海村文化祭の自主的、効率的な企画運営にあたることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、東海村文化祭実行委員会補助金交付要綱に則り次の事業を行う。

(1) 東海村文化祭開催事業

展示部門、芸能部門、催事部門及び小中学校音楽祭の開催に関する事業

(2) 実行委員会運営事業

実行委員会の運営に関する事業

第2章 組織

(構成)

第4条 本会は、東海村文化祭参加団体の代表者等からなる実行委員をもって構成する。

第3章 役員等

(役員)

第5条 本会には次の役員を置き、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(1) 東海村文化祭実行委員長（以下「実行委員長」という。） 1名

（東海村文化協会（以下「文化協会」という。）会長があたる。）

(2) 副実行委員長 2名（文化協会副会長があたる。）

(3) 監事 2名（参加団体から2名選出する）

2 監事の選出

(1) 幹事会により監事候補者を推薦し、総会に諮り承認を得て決定する。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 実行委員長は、会務を総理し、総会、実行委員会及び幹事会の議長となる。
- (2) 副実行委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 監事は、本会の会計事務を監査し、その結果を総会に報告する。

(幹事の選出及び仕事)

第7条 本会の幹事を置く。

- 2 幹事は、所属グループ(Aグループ、Bグループ)の実行委員からそれぞれ若干名を選出し、実行委員会の承認を得る。所属グループの区分及び幹事の選出数は、細則に定める。
なお、Cグループは幹事の選出を行わず事務局対応とする。
- 3 幹事は、各グループ団体間の連絡調整にあたりとともに、幹事会を構成する。
- 4 前2項に関わらず、東海村教育委員会職員の幹事をおく。(2名以内)

(幹事の任期)

第8条 幹事の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠幹事の任期は、前任者の残任期間とし、増員による監事の任期は、他の幹事と同様とする。
- 3 幹事は、任期を満了しても後任者が就任するまではその職務を行う。

(事務局)

第9条 事務局は、(公財)東海村文化・スポーツ振興財団が司る。

(事務局長：1名 事務局員(会計を含む)：若干名)

第4章 会議

(会議)

第10条 本会の会議は総会、実行委員会、幹事会とする。

- 2 総会、実行委員会及び幹事会は実行委員長が召集する。

(総会の開催)

第11条 総会は、役員、幹事及び実行委員をもって構成し、年1回開催する。ただし、実行委員長が必要と認めたとき、又は、実行委員の3分の1以上の要求があったときは臨時に開催することができる。

(実行委員会の開催)

第12条 実行委員会は、実行委員長、副実行委員長、幹事及び実行委員をもって構成し、随時開催する。

(幹事会の開催)

第13条 幹事会は、実行委員長、副実行委員長、幹事をもって構成し、随時開催する。

(会議の定足数)

第14条 会議は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第15条 議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第16条 総会は、次の事項を審議決定する。

- | | |
|-------------------|---------------|
| (1) 予算及び決算 | (4) 監事の承認 |
| (2) 本会の基本方針及び年度計画 | (5) 規約(細則)の改廃 |
| (3) 入会及び脱会 | (6) その他の重要事項 |

2 総会は、各参加団体の事業予算の査定その他文化祭を実施するために必要な一切の業務を幹事会に委任することができる。

(実行委員会)

第17条 実行委員会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 文化祭の企画運営
- (2) 幹事の承認
- (3) 細則及び文化祭実施要項の制定

(幹事会)

第18条 幹事会は、第16条2項により委任された業務を行う。

第5章 会 計

(会計)

第19条 本会の経費は、補助金、寄付金、参加費及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第6章 補 則

(規約改正)

第21条 本規約は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成がなければ変更することができない。

(細則)

第22条 本規約の施行に関して必要な事項は、実行委員会の議決を経て別にこれを定める。

附 則

- 1 本規約は、平成11年7月16日から施行する。
- 2 従前の規約に相当する「組織」は廃止する。
- 3 本規約は、平成20年7月16日から施行する。
- 4 本規約は、平成22年4月1日に遡及し施行する。
- 5 本規約は、平成28年8月5日から施行する。
- 6 本規約は、平成29年8月3日から施行する。